

令和 4 年 3 月 1 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長

今 村 聡

(公印省略)

COVID-19 JMAT の登録および損害保険の改定について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。先般、COVID-19 JMAT の登録および損害保険について、令和 3 年 4 月 1 日付通知文書「COVID-19 JMAT の登録および損害保険の改定について」(地 1) においてご案内のとおり、これまでに 3 回の改定を行ってまいりました。

今般、加入状況や損害状況等を鑑み、4 月 1 日より下記のとおり保険料水準の引下げを行います。詳細につきましては、別添の「COVID-19 JMAT の登録および損害保険について Ver5.0」及び「新型コロナウイルス感染症対応 COVID-19 JMAT 保険制度」チラシにまとめましたのでご参照願います。なお、補償内容や加入報告方法等については、今まで通り変更ありません。

つきましては、貴会におかれましても、本件ご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

【改定概要】 保険料水準の引下げ

補償内容 ※変更なし		保険料		今回の改定水準	
補償内容	保険金額	【2021年4月～】 1名/1日あたり保険料		【2022年4月～】 1名/1日あたり保険料	
死亡・後遺障害	5,000万円	医師	6,500円	医師	4,900円
入院日額 (1日あたり)	15,000円	医師以外	5,080円	医師以外	3,740円
通院日額 (1日あたり)	10,000円				
感染一時金 (医師)	100万円				
感染一時金 (医師以外)	50万円				

【主な特約】

- ・熱中症危険補償特約
- ・天災危険 (地震・噴火・津波に伴う損害) 補償特約
- ・JMAT活動中のみ補償特約 (出務時・往復時の負傷等を含む)

※保険料は、新型コロナウイルス緊急包括支援交付金 (DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業) の対象であり、公費負担となります。

COVID-19 JMAT の登録および損害保険について

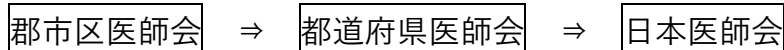
Ver5.0

1. COVID-19 JMAT の登録

※COVID-19 JMAT の概要については、令和2年4月7日付日医発第36号（地15）「新型コロナウイルス感染症対応における日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣について」を参考にしてください。

- ① 郡市区医師会が行政（都道府県、市区町村、保健所等）と協力して行う宿泊療養対応や「地域外来・検査センター」（帰国者・接触者外来の医師会への委託）等に出務する医師・看護職員・業務調整員等について、JMAT として登録する場合は、「JMAT（日本医師会災害医療チーム）申込書」に必要事項をご記入の上、都道府県医師会を通じて、日本医師会に送付をお願いいたします。（日本医師会で負担する保険料の経費負担については後述）

※この度の改定に伴う JMAT 申込書の変更はありません。



- JMAT は、都道府県医師会からの要請に基づき、日本医師会が要請元や他地域の都道府県医師会が編成したチームを派遣する仕組みです。JMAT は、通常、医師・看護職員・業務調整員を基本的な構成例とし、主に自然災害の被災地に派遣されるチームですが、今回の COVID-19JMAT は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として特例的に派遣するものです（医師不在の看護職員や介護職員等で構成されるチームは、この限りではありません）。
- ② JMAT 申込書には、活動内容についても併せてご報告をお願いいたします（例 地域外来・検査センター、オンコールでの宿泊療養対応、ワクチン接種会場 等）。また、主な活動内容については、令和3年3月4日付文書（地546）「COVID-19 JMAT 派遣先（高齢者施設・福祉施設等）の明確化について」において、新たに派遣先を追加して、明確化をいたしましたので、ご参照願います。

③ JMAT の申込受付後、日本医師会から当該チームの I D を都道府県医師会にお知らせいたします。

登録した人数や活動日等に変更が生じた際は、その都度ご連絡をお願いいたします（その際、I D をお知らせください）。

日本医師会では、事前に報告いただいている派遣計画などから、毎月、活動人数等の実績を保険会社に提供します。また、それぞれの派遣事業が終了したときに損害保険の被保険者数・活動日を確定し、都道府県行政の会計年度である 3 月から 4 月を目途に保険会社と精算手続きをおこないます。

なお、令和 4 年 3 月実績分について登録漏れや変更等がある場合は、4 月 5 日（火）までに日本医師会地域医療課宛に必ずご連絡ください。

2. 損害保険の内容

① 今回、COVID19-JMAT における損害保険を、以下のとおり改定いたしました。

【改定のポイント】 保険料水準の引下げ

COVID-19 JMAT 保険の補償内容と今回の改定について			
補償内容 ※変更なし		保険料	
補償内容	保険金額		今回の改定水準
死亡・後遺障害	5,000万円	【2021年4月～】 1名/1日あたりの掛金	【2022年4月～】 1名/1日あたりの掛金
入院日額（1日あたり）	15,000円	医師	医師 4,900円
通院日額（1日あたり）	10,000円	医師以外	医師以外 3,740円
感染一時金（医師）	100万円		
感染一時金（医師以外）	50万円		
【主な特約】 ・熱中症危険補償特約 ・天災危険（地震・噴火・津波に伴う損害）補償特約 ・JMAT 活動中のみ補償特約（出務時・往復時の負傷等を含む）		※掛金は、新型コロナウイルス緊急包括支援交付金（DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業）の対象であり、公費負担となります。	

※熱中症危険補償特約、天災危険（地震・噴火・津波に伴う損害）補償特約、就業中のみの危険補償特約付帯。なお、休業補償、遺族補償等はありません。

※入院補償は事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数、通院補償は事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として支払いとなります。

なお、都道府県医師会等と引受保険会社である損害保険ジャパンとの個別契約においても、今回の改定を踏まえて契約の見直し等の要請について、同様に対応が必要となります（各対応は、4月1日以降に随時実施予定）。

- ② COVID-19 JMAT 保険については、感染症では、新型コロナウイルス感染症の場合のみが補償の対象です。
通常保険については、感染症は補償の対象ではありません。
いずれの保険においても、出務時、往復時の負傷等を補償します。
- ③ COVID-19 JMAT 保険において、新型コロナウイルス感染症の感染により、医師や都道府県等の指示などにより宿泊療養や自宅療養をする場合は、「入院」とみなして保険給付の対象となります。また、電話や情報通信機器を用いた医師の診察を受けた場合には、「通院」とみなして保険給付の対象となります。
- ④ なお、来年4月以降も新型コロナウイルス感染状況を鑑みた上で、COVID-19 JMAT 保険を継続する予定です。

3. COVID-19 JMAT 保険と通常保険との違い

COVID-19 JMAT 保険は傷害保険であり、特定指定感染症危険補償特約により、上記の通り JMAT 活動中に新型コロナウイルス感染症に感染した場合は補償の対象となります。他方、通常保険は旅行保険であり、感染症は補償の対象外です。
なお、特定指定感染症危険補償特約は、新型コロナウイルス感染症に限定しており、その他の指定感染症や、針刺し事故等による感染症は補償の対象外です。

4. 被保険者

- ① 日本医師会災害医療チーム等として派遣される医師、看護職員、事務職員等を被保険者とします（高齢者施設・福祉施設等へ派遣する介護職員等も対象です。なお、医師不在の看護職員や介護職員等で構成されるチームは、この限りではありません。）
- ② 「JMAT（日本医師会災害医療チーム）」申込書にて、日本医師会地域医療課に登録されたチーム構成員を被保険者とします。
ただし、別掲のとおり、活動内容に応じて COVID-19 JMAT 保険と通常保険に分けます。さらに、いずれの保険も不要とすることも可能です。

5. 活動内容に応じた損害保険の適用

令和2年4月7日付日本医師会文書では、「日本医師会においては、ダイヤモンドプリンス号における JMAT 派遣と同様、全ての COVID-19 JMAT 隊員（職種不問）を、新型コロナウイルス感染症にも適応する傷害保険（死亡・後遺障害、入院、通院）の被保険者とする。」としました。

しかし、都道府県・市区町村等からの委託・要請に基づく宿泊療養施設や地域外来・検査センター、医療機関への派遣その他における活動内容によって、日本医師会が契約する保険を、COVID-19 JMAT 保険と通常保険とに分けることといたします。大切な会費、また最終的には国民の皆様が負担する公費を財源とする以上、保険の効率的な活用についてご了承ください。

- ① 宿泊療養施設において PCR 検査や患者への対面による診察等を行う場合、地域外来・検査センターへ出務する場合（PCR 検査等の実施）や、院内感染や新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関（重点医療機関）等へ派遣する場合は、原則として COVID-19 JMAT 保険とします。
- ② 宿泊療養施設への出務その他の活動が電話・情報通信機器による相談や診療等であり、患者等と接触する可能性がない場合は、原則として通常保険ないし保険の対象としないこととします。

具体的には、JMAT 申込書の所定欄にて選択してください。

- ③ JMAT 申込書の受付後、日本医師会事務局より活動内容についてお問い合わせをさせていただきます場合もあります。

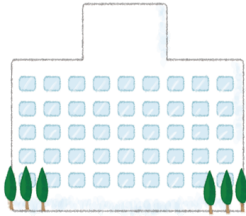
6. 保険期間、保険料（COVID-19 JMAT 保険の特徴）

① 保険期間、保険料は下記のとおりです。


- ・ 医師の場合 : 4,900 円 / 1 日 1 名 (特定指定感染症一時金支払特約 100 万円)
- ・ 医師以外の場合 : 3,740 円 / 1 日 1 名 (特定指定感染症一時金支払特約 50 万円)

【計算例】 1日派遣のケース

派遣先



派遣チーム構成



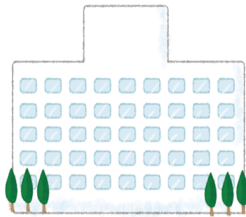
医師 : 3名
看護職員 : 3名
事務職員 : 3名

← 派遣


【今までの保険料計算】			
3名分 ×	6,500円 (1日あたりの保険料)	=	19,500円
6名分 ×	5,080円 (1日あたりの保険料)	=	30,480円
			合計 : 49,980円
【改定後の保険料計算】			
3名分 ×	4,900円 (1日あたりの保険料)	=	14,700円
6名分 ×	3,740円 (1日あたりの保険料)	=	22,440円
			合計 : 37,140円
合計保険料 : ▲12,840円のコスト削減			

【計算例】 2日間派遣のケース (宿泊療養施設等、日を跨ぐ派遣対応のケース)

派遣先



派遣チーム構成



医師 : 3名
看護職員 : 3名
事務職員 : 3名

← 派遣

【今までの保険料計算】			
3名分 ×	6,500円 (1日あたりの保険料)	× 2日間	= 39,000円
6名分 ×	5,080円 (1日あたりの保険料)	× 2日間	= 60,960円
			合計 : 99,960円
【改定後の保険料計算】			
3名分 ×	4,900円 (1日あたりの保険料)	× 2日間	= 29,400円
6名分 ×	3,740円 (1日あたりの保険料)	× 2日間	= 44,880円
			合計 : 74,280円
合計保険料 : ▲25,680円のコスト削減			

※宿泊療養先等の派遣で、日を跨ぐような活動を行う場合の保険期間は「2日間」として登録します（保険期間の設定は、活動時間ではなく、活動日数で設定することになります）。

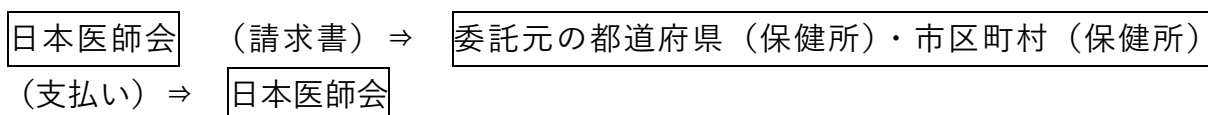
- ② 一般的な傷害保険であれば、事故（＝受傷）が保険期間内に発生する必要がありますが、今回の感染症では発症するまでに最大2週間程度の潜伏期間があるとされているため、保険期間内に「発症（受傷）」があることを「保険金をお支払いする場合の条件」にするのではなく、保険期間内に「感染」したことを「保険金をお支払いする場合の条件」にしています。
- ③ JMAT 活動により新型コロナウイルス感染症に感染したか否かの保険上の判断は、これまで得られた知見より、補償期間（出務日）から数えておおむね2週間を基準とします。たとえば、4月1日出務した場合には、4月1日から数えて2週間内の発症を目安とします。なお、保険金の給付請求をする際には、出務前から発症までの前後の行動を申告いただく必要があります（必ずしも2週間を超えた場合は補償の対象としないというわけではありません）。

7. 保険料の負担について（お願い）

- ① 令和2年4月7日付日本医師会文書では、「日本医師会より派遣先の都道府県医師会に対し、当該都道府県行政が最終的に保険料（の一定額）を負担するよう調整を要請する。」としています。
上記の通り、保険料は大切な会費を財源とするため、保険の効率的な活用についてご了承ください。
- ② 厚生労働省事務連絡「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和2年4月15日付新型コロナウイルス感染症対策推進本部）等では、行政が都道府県医師会・郡市区医師会に委託する場合、「地域外来・検査センターにおいて従事する医療従事者が日本医師会等で契約する民間医療保険等に加入している場合は、委託料に当該保険料を加えて契約することも可能であること」と明記されています。
また、同事務連絡「新型コロナウイルス感染の拡大に対応する医療人材の確保の考え方及び関係する支援メニューについて」（令和2年5月8日付新型コロナウイルス感染症対策推進本部）では、宿泊療養・自宅療養や地域外来・検査センターの運営を地域の実情に応じて、関係者間の十分な協議の上、地域の医師会等に委託することが可能です。これに関し、宿泊療養・自宅療養の運営の委託については新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金における「新型コロナウイルス感染症対策事業」が活用可能であり、地域外来・検査センターの運営の委託（人件費、備品費、消耗品等の費用等）については感染症予防事業費等負担金（注 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金ではありません）が活用可能です（検査に係る費用は診療報酬で請求）。さらに、医師会等による地域外来・検査センター等への医師等の派遣について

は、派遣する医療機関（派遣元）に対する医療チームの派遣・活動等経費の支援として、DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業も活用可能である。」とされております。ワクチン接種会場への派遣についても、令和3年4月14日付事務連絡（地36）（健II43）「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業におけるCOVID-19 JMAT保険料の取扱いについて」において、当該派遣に係る保険料を国庫補助である『新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の委託費（対象費用）に含めることとして差し支えない』と厚生労働省に確認しております。

- ③ 行政が、日本医師会が支払った保険料を経費としてご負担いただく場合は、都道府県医師会や郡市区医師会の事務手続き軽減のためにも以下のような請求スキームになるかと思えます。請求書等の様式については、日本医師会において作成いたしますが、行政所定のものがあればご入手のうえ、本会に提供してください。



- ④ JMAT派遣については、新型コロナ緊急包括支援交付金（DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業）により、公費で負担されます。ただし、後日の経費補填をより確実なものとするため、都道府県医師会・郡市区医師会と行政との協議がやはり重要です。ご協力のほどお願い申し上げます。

8. 保険料の精算スケジュールについて

従前どおり、貴会より派遣活動報告をその都度、当会へ通知いただき、通知実績を基に当会より保険会社へ保険料の期末一括精算を行います。なお、保険期間は4月1日から1年契約となるため、最終月である3月分実績は4月に確定となります。したがって、保険料の精算スケジュールについては、原則5月末までをお願いいたします（都道府県等行政の依頼により、期中での精算を要望される際は、当課までご一報願います）。

また、貴会より都道府県行政へ保険料負担に伴う手続き依頼を行うために、昨年度に引き続き、当会より定期的に都道府県行政へ請求する精算額をお伝えいたします。万一、通知漏れ等がございましたら、翌月に繰越して精算業務をおこないますので、当課までご一報願います。

9. 既存の特定感染症危険補償特約付帯傷害保険との違い

※COVID-19 JMAT 保険は「特定指定感染症危険補償特約および特定指定感染症一時金支払特約付帯傷害保険」です。

- ① 大手損害保険各社より、「もともと傷害保険の特約として販売している『特定感染症危険補償特約』について、新型コロナウイルスが対象になっていなかったものを対象とする」旨のプレスリリースがなされております。
- ② この「特定感染症危険補償特約」については後遺障害、入院、通院、葬祭費用（実費かつ300万円限度）を補償する内容となっているとのことです。
一方、COVID-19 JMAT 保険は、死亡・後遺障害、入院、通院を補償する内容のため、死亡を補償している点が明確に異なる点です。
- ③ また、食中毒・感染症危険を補償対象とする利益補償または費用補償の損害保険（企業総合補償保険、店舗総合 保険、賠償責任保険 等）についても新型コロナウイルス感染症を対象とするとのことですが、既加入の医療機関開設者は相当少ないとのことです。
- ④ さらに、死亡・後遺障害、入院、通院のほか、感染一時金の補償が付帯された点も相違点となります。

（参考）都道府県医師会・郡市区医師会や行政と保険会社との直接契約

- ① 日本医師会は、都道府県医師会・郡市区医師会と行政（都道府県、保健所設置市・区その他の市町村）が、JMAT としてではなく、みなし公務員や準公務員といった立場で医師等の派遣をされること、また保険会社との間で傷害保険契約を直接締結されることには異存はありません。各都道府県医師会、郡市区医師会や行政にとって安全かつ円滑に医師等の派遣ができる方法をお選びください。
- ② 当該医療チーム（医師、看護師等）を保険の対象にはせずとも、仮に JMAT として登録を行い、全国で情報共有・協働される場合は、JMAT 申込書の保険選択欄で「3」を選択してください。
- ③ 都道府県医師会・郡市区医師会や行政が保険会社との間で個別に保険契約を締結する場合には保険金額を引き下げることなども可能とのことです。（逆に、現行では死亡・後遺障害 5,000 万円よりも高い保険金額とすることはできません）

(参考) COVID-19 JMAT 派遣実績および派遣期間実績

COVID-19 JMATの派遣実績について

派遣実績 (対象期間：2020年4月～2021年12月)					
職種別	地域外来・検査センター	宿泊療養施設	ワクチン接種	その他	合計
医師	15,647名	10,525名	1,971名	2,327名	30,470名
看護職員	9,952名	15,329名	3,140名	2,799名	31,220名
事務職員等	18,170名	1,143名	1,458名	2,621名	23,392名
合計	43,769名	26,997名	6,569名	7,747名	85,082名

※本制度を活用しない医師会では、行政（都道府県、保健所設置市・区・その他の市町村）が、派遣隊員をみなし公務員・準公務員といった立場で派遣を行っている、もしくは行政が、直接保険会社と保険契約を行っている等の理由があります。

【参考】派遣期間実績について

◆2021年3月末以前の派遣実績の分析結果

派遣期間	チーム数	合計派遣人数	割合
1日	7,176	25,981	82.4%
2日	1,492	4,759	15.1%
3日	74	232	0.7%
4日	34	102	0.3%
5日	6	23	0.1%
6日	6	16	0.1%
7日	34	320	1.0%
9日	1	1	0.0%
10日	3	44	0.1%
11日	1	3	0.0%
12日	1	2	0.0%
13日	1	1	0.0%
14日	1	5	0.0%
16日	1	6	0.0%
18日	2	11	0.0%
20日	1	4	0.0%
22日	1	2	0.0%
31日	2	8	0.0%
32日	1	1	0.0%
366日	1	5	0.0%
総計	8,839	31,526	100.0%

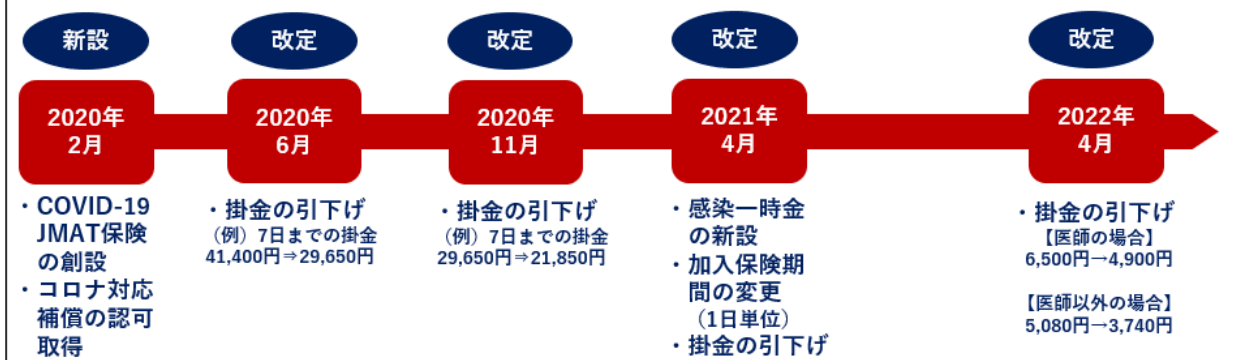
◆2021年4月～11月末の派遣実績の分析結果

派遣期間	チーム数	合計派遣人数	割合
1日	10,317	36,870	81.0%
2日	3,365	8,544	18.8%
3日	24	55	0.1%
4日	15	26	0.1%
5日	4	9	0.0%
6日	1	2	0.0%
7日	5	6	0.0%
8日	4	8	0.0%
11日	1	2	0.0%
16日	3	6	0.0%
29日	1	3	0.0%
総計	13,740	45,531	100.0%

派遣実績は「1日」または「2日間」の派遣になります。

これらの派遣実績を踏まえて、2021年4月より補償期間「7日まで」から「1日単位」の加入方式へ変更しました。

【参考】COVID-19 JMAT保険の改定履歴について



新型コロナウイルス感染症対応 COVID-19 JMAT保険制度

日本医師会災害医療チーム(JMAT)は、都道府県医師会・行政からの要請に基づき、日本医師会が要請元や他地域の都道府県医師会が編成したチームを派遣する仕組みです。JMATは、通常、医師・看護職員・業務調整員を基本的な構成例とし、主に自然災害の被災地に派遣されるチームですが、COVID-19 JMATは、新型コロナウイルス感染症対策の一環として特例的に派遣するものです(医師不在の看護職員や介護職員等で構成されるチームは、この限りではありません)

COVID-19 JMAT保険制度のポイント

- 新型コロナウイルスに感染した際、死亡・後遺症、入院、通院、一時金に関する保険給付が請求可能
- 出務時、往復時の負傷等を補償
- 天災危険(地震・噴火・津波に伴う損害)を起因とした負傷等も補償対象
- 熱中症(急激かつ外来の日射または熱射)を起因とした負傷等も補償対象



補償対象(被保険者)

日本医師会災害医療チーム等として派遣される医師、看護職員、事務職員等を被保険者とします(高齢者施設・福祉施設等へ派遣する介護職員等も対象です。なお、医師不在の看護職員や介護職員等で構成されるチームは、この限りではありません)。

「JMAT(日本医師会災害医療チーム)」申込書にて、日本医師会(地域医療課)に登録されたチーム構成員を補償対象(被保険者)とします。なお、活動内容に応じてCOVID-19 JMAT保険と通常保険から選択することや、いずれの保険も不要にすることも可能です。



補償内容

■保険給付の内容は下記のとおりです。

- 死亡・後遺障害：**5,000**万円
- 入院：1日につき**15,000**円(入院初日より)
- 通院：1日につき**10,000**円
- 特定指定感染症一時金支払特約：医師**100**万円／医師以外**50**万円

※特定指定感染症危険補償特約、熱中症危険補償特約、天災危険(地震・噴火・津波に伴う損害)補償特約、就業中のみの危険補償特約付帯。なお、休業補償、遺族補償等はありません。

※入院補償は事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数、通院補償は事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度としてお支払いとなります。



保険期間・保険料

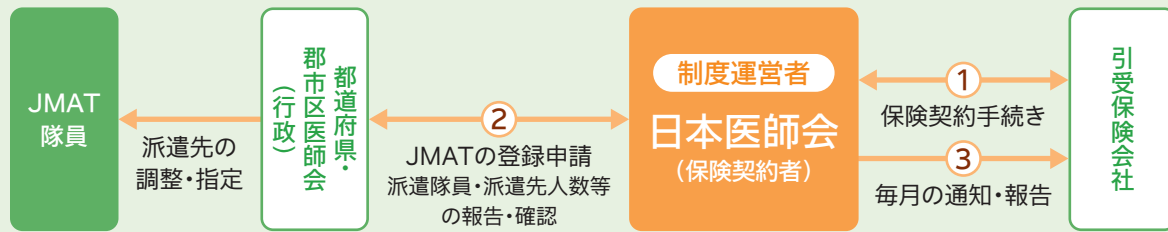
■保険期間、保険料は下記のとおりです。

- 医師の場合：**4,900**円／1日1名
- 医師以外の場合：**3,740**円／1日1名

※宿泊療養先等の派遣で、日を跨ぐような活動を行う場合の保険期間は「2日間」として登録します(保険期間の設定は、活動時間ではなく活動日数で設定することになります)。



補償提供の仕組み



①	日本医師会が引受保険会社と保険契約を締結します。
②	都道府県医師会は派遣チーム等の情報を取りまとめの上、日本医師会へ登録申請を行います。申込受付後、日本医師会から当該派遣チームのIDを都道府県医師会にお知らせします。
③	日本医師会にて取りまとめた内容を引受保険会社へ毎月の通知・報告します。保険契約終了後に、派遣実績を踏まえ確定精算をおこないます。

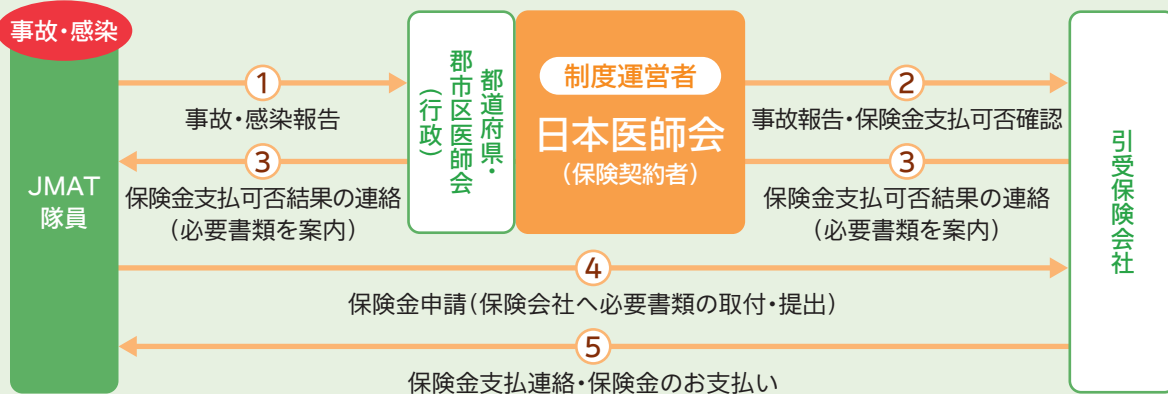
※登録した人数や活動日等に変更が生じた際は、その都度ご連絡をお願いいたします(その際、IDをお知らせください)。

※JMATに登録した派遣隊員を補償します。

※それぞれの派遣事業が終了したときに損害保険の被保険者数・活動日を確認し、都道府県行政の会計年度である3月から4月を目途に保険会社と精算手続きをおこないます。



事故発生時のご連絡・保険金ご請求の流れ



①	派遣隊員はJMAT活動中に事故・感染した際、所属医師会へ報告をします。
②	日本医師会は保険会社へ事故報告および保険金支払いの可否確認を行います。
③	保険会社は事故報告を受けて、保険金支払いの可否結果を日本医師会へ報告します。保険金支払いが可能な場合、保険会社から必要書類を補償対象者へ案内します。
④	補償対象者は保険金申請に必要な書類を取付け、保険会社へ提出します。
⑤	保険会社は補償対象者から送られてきた必要書類を確認の上、補償対象者へ直接保険金をお支払いします。

※一般的な傷害保険であれば、事故(=受傷)が保険期間内に発生する必要がありますが、今回の感染症では発症するまでに最大2週間程度の潜伏期間があるとされているため、保険期間内に「発症(受傷)」があることを「保険金をお支払いする場合の条件」にするのではなく、保険期間内に「感染」したことを「保険金をお支払いする場合の条件」にしています。

■事故発生時のご連絡においては、以下の情報を事前にご確認ください。

日本医師会事務局・引受保険会社から保険請求者へご連絡が入る場合があります。

- 都道府県医師会(または所属機関)で窓口となる方
- 事故者(受傷者・感染者)の氏名
- 事故者(受傷者・感染者)への直接連絡可否
- 受傷、もしくは感染場所
- (新型コロナ感染症に感染した場合)陽性反応が出た日時、いつの勤務でどの時期に体調に変化が生じたか 等

本制度全般に関する
お問い合わせ先

日本医師会地域医療課

TEL 03-3942-6137

mail chiiki_1@po.med.or.jp

FAX 03-3946-2140